

(仮題)

社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（案）

※本文中の網掛け部分は、今回特にご議論いただくべき論点を
報告書案に盛り込む形で提示した部分です

令和8年3月

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関する

ワーキング・グループ

目 次

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と 本WGの射程	2
2. 制度の基本的な枠組みに関する検討等	
(1) 社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた 総単位数の見直しの要否	3
(2) 社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性の確保の必要性を踏 まえた新講習の枠組み	4
(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性	8
3. 講習の受講しやすさの向上	
(1) 講習受講の利便性の向上等	9
(2) 単位互換や分割履修への柔軟な対応	9
(3) 講習の受講に関して任命権者に求められる対応等	10
4. 社会教育の裾野を広げるための方策	
(1) 社会教育に関する導入的講習の活用	10
(2) 受講資格の見直し	12
5. 講習受講後の活躍促進等	
(1) フォローアップ研修等の推進	12
(2) 活躍の場の拡充	15
6. 今後さらに取り組みが求められる課題	
(1) 講習に関する具体的制度設計の更なる検討	15
(2) 養成課程の見直し等	16
(3) 社会教育の更なる振興に向けて	16

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と本WGの射程

本ワーキング・グループ（以下「WG」という。）においては、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会がまとめた「審議事項1に関する意見の整理」（令和7年3月）において、下記のような指摘がなされたことを踏まえ、社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関して検討を行ってきた。

「審議事項1に関する意見の整理」において指摘された主な内容

【社会教育人材を中核とした社会教育の推進】

- 社会教育人材をネットワーク化し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要。
- 社会教育主事には、学校教育や多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割が期待される。また、地域の社会教育人材のネットワーク化を担うことも期待される。

【社会教育主事・社会教育士の役割と講習内容の整理の視点】

- 社会教育主事と社会教育士の異なる役割に応じた養成の改善方策を検討する必要。
- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台（1階）に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。

その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。

【社会教育士の称号の取得のしやすさの視点】

- 社会教育士の称号取得が容易になるような段階的な仕組みの検討が必要。

今後、社会教育が地域コミュニティの基盤を支える役割を果たしていく上では、教育施策の枠に閉じることなく、首長部局のほかNPOや企業等を含めた関係する様々な分野における施策や活動との連携を推進することが極めて重要である。このため、そうした多様な分野で活躍する者が社会教育士となることを

促進し、社会教育士が社会教育主事を中核とした社会教育人材ネットワークに支えられながら、社会教育としての側面を備えた各種の施策や活動を展開していくような体制を構築していくことが求められている。

このように、今後、社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、専ら社会教育主事の養成を前提として検討された現在の講習の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

本WGでは、「審議事項1に関する意見の整理」で指摘されていたとおり、社会教育主事と社会教育士の役割を踏まえながら、新たな講習（以下「新講習」という。）の果たすべき役割に関する考え方を整理した上で、新講習の対象者や総単位数を含む制度の基本的な枠組みを示すことに主眼を置くこととした。このため、各科目の内容等のより具体的な検討事項に関しては、改善に向けた一定の方向性を示した上で、専門家や実務家の知見等を踏まえた更なる検討を求めることとしたい。さらに、今回示した基本的な枠組みや今後の検討を踏まえながら、社会教育主事の養成課程の在り方についても同様の方向性に沿った見直しが必要である。

2. 制度の基本的な枠組みに関する検討等

(1) 社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた総単位数の見直しの要否

社会教育を推進するに当たっては、自治体の行政計画等において社会教育がどのように取り扱われているかを踏まえることをはじめ、社会教育施設との連携や、活動に対する助成など、社会教育や他の関連分野の行政との関係性を考慮する必要性が生じることが極めて多い。このため、「審議事項1に関する意見の整理」でも指摘されていたとおり、社会教育士にとっても社会教育行政に関する基礎的な学びは必要である。

一方で、現行の講習内容は、社会教育主事の任用資格を前提とした講習であることから、社会教育主事のみが必要とされる内容については、主事発令を想定せずに社会教育士としての活躍を見込んでいる者のニーズとは、ミスマッチが生じているとの指摘もある。もとより、講習内容については、実施機関ごとに、社会教育主事としての実務的な内容を重視したり、社会教育士として有用な内容をより重視したりする等の工夫がなされているため、一律に論じ難い面もあるが、例えば、社会教育経営論に含まれる「社会教育行政の経営戦略」の

内容のうち、行政側の視点を学ぶことを超えた、行政担当者としての実務的な内容等は、社会教育士にとっての学習の優先度は必ずしも高い訳ではないと考えられる。

他方で、生涯学習概論、生涯学習支援論及び社会教育演習の内容や、社会教育経営論のうち上記以外の内容（社会教育行政と地域活性化、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、学習成果の評価と活用の実際、社会教育を推進する地域ネットワークの形成、社会教育施設の経営戦略）については、今後、どのような内容をより重視していくべきかについて検討すべきものと考えられるが、概して、社会教育主事ではなく、社会教育士となる上でも必要なものと考えられる。

したがって、仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。

さらに、社会教育士の称号を取得する意義や、社会教育士に対する信頼を保つとの観点からは、単位数を減らすことに対して慎重であるべきとの意見も強いことや、後述するように、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、新講習の総単位数については、現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、受講しやすさの向上や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

（２）社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性の確保の必要性を踏まえた新講習の枠組み

上記1.のとおり、社会教育主事には社会教育士を含む社会教育人材のネットワークにおいて中核的役割を果たすことが求められている。また、上記（1）のとおり、社会教育主事と社会教育士が学ぶべき内容は、かなりの部分が共通している。

これらを踏まえれば、基本的に社会教育主事は社会教育士でもある、換言すれば、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計とすることが重要と考えられる。

これまでも、社会教育主事講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身につけることにとどまらず、例えば、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を、グループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につける場として、重要な役割を担ってきた。

さらに、社会教育主事講習で共に学ぶことを通じて受講生相互の関係を構築できることは、社会教育人材として共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしており、社会教育人材のネットワーク化が重要性を増す中で、講習のこうした側面にも大きな意義があると考えられる。

特に、多様な社会教育人材の中核となる社会教育主事にとって、様々な分野で活躍する者との協働的な学習活動を通じて、多様な分野にまたがる社会教育の在り方についての知見と認識を深められる機会は極めて重要であることから、社会教育主事として発令されることを予定している者が、発令を想定せずに様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とすべきである。

講習の受講は、既に関連する活動を行っている人にとっては、社会教育の素養を身に付けたり、社会教育関係者とのつながりを得たりすることで、活動の質の向上や幅の拡充を図るために、社会教育士の称号の取得を目指すものという位置づけであると考えられる。他方、社会教育主事の発令が予定されている者にとっては、講習を修了することはあくまで社会教育主事としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待されるものである。特に、社会教育主事に期待される、多様な分野と社会教育行政をつなぎ牽引する役割に関しては、講習で培われた知見や他の受講生等とのつながりを基礎としつつも、当該自治体の実際の施策や予算・体制等の実状を踏まえるとともに、関係を有する部局や団体との実際のやりとりと並行して学ぶことで身につけられる部分が多いと考えられることから、社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。

本WGでは、「審議事項1に関する意見の整理」も踏まえ、講習自体を社会教育士の称号を得るために必要な一階部分と、社会教育主事の発令を受けるために必要な二階部分とに分割する選択肢も含めて検討した。しかし、前述のとおり、講習で学ぶべき内容については共通する部分が多く、社会教育士になる場合でも8単位の取得を求めることが適当と考えられることに加えて、両者が同一の講習を受けることの重要性も考慮すれば、新講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

そうした制度設計を前提としつつ、併せて、下記①～④のような方策を総合的に推進していくことにより、「審議事項1に関する意見の整理」で指摘されていた課題等への対応を含めて、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図っていくことが可能となるものと考えられる。

- ① 社会教育主事の任用資格を得るための講習として構成されていた従来の科目・内容について、社会教育士として様々な分野で活躍する者のため

の講習でもあることや、社会教育主事も社会教育士の活躍支援が業務の柱の一つとなること等を踏まえて、見直しを行うこと（(3) 参照）。

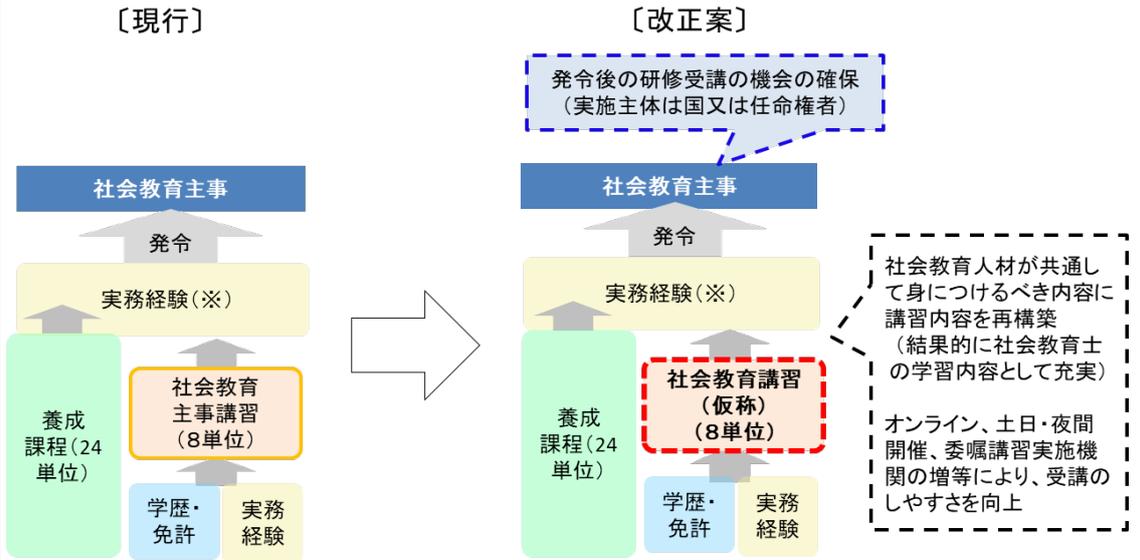
- ② 社会教育主事の資質向上と円滑な業務遂行に資するよう、講習の見直しのみならず、発令後の現職研修の充実を図ること。
- ③ オンラインの活用や土日・夜間の実施など、講習受講の利便性の向上等を一層図ること（3. 参照）。
- ④ 社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的講習等を広く推奨していくこと（4. 参照）。

上記②に関して、必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、自治体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の自治体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

なお、今回の検討に基づく見直しの一環として、従来の社会教育主事講習や社会教育士の法令上の位置づけを見直すことが見込まれるが、その際、社会教育主事講習という呼称についても、例えば、「社会教育講習」など、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になるような呼称とすることが適当である。

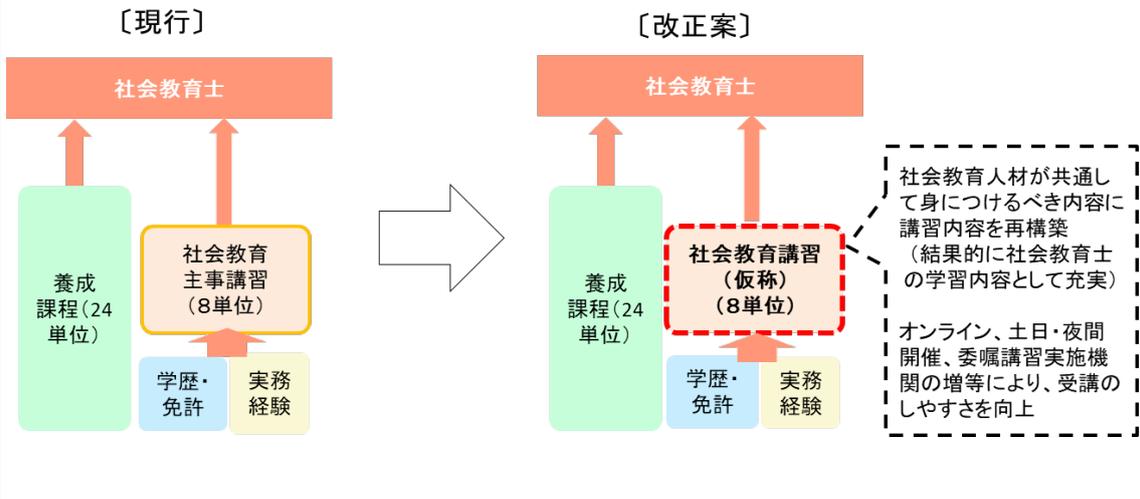
社会教育主事及び社会教育士の養成の枠組みの改正イメージ

●社会教育主事



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

●社会教育士



(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性

上記1.でも触れたとおり、各科目の内容に関する具体的な改善内容等については、専門家や実務家の知見等も得つつ更に検討する必要があるが、その際には、次のような点を踏まえながら検討が行われるべきである。

- 上記(2)のとおり、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を、グループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につける場としての役割を、講習がより一層果たしていけるようにすることが重要であること。
- そのためにも、実践と省察の往還を行える演習的な要素の充実が図られることが望まれること。
- 社会教育の在り方に関する特別部会でも検討されているとおり、社会教育主事や社会教育士等には、社会教育が以下のような特性を有していることを基本的な理解とし、その実現に努めることが望まれていること。
 - ① 活動自体を楽しいものとすることや、参画することの充足感・有用感を感じられるものにする等を通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
 - ② 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
 - ③ 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、①の楽しさや充足感に根差した主体性の涵養、②の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。
- 上記①～③の実現を図る上で社会教育人材に求められる能力である、協働学習を支える対人支援の力量、学びあうコミュニティをコーディネートする力、組織学習のマネジメント力（協働をデザインする力としてのコーディネート能力やファシリテーション能力、多くの人に共感的に伝えられるプレゼンテーション能力）などを伸ばせるような講習とすべきこと。
- 社会教育人材ネットワークに関する内容の充実を図るとともに、社会教育行政に関する内容については、社会教育士として活動する際にも関係が深い内容をより重視すべきであること。
- 多様な分野における、社会教育を取り入れた活動や取組の事例等に触れることができるような工夫が望まれること。
- 各科目の内容や単位数の見直し等と併せて、各科目の名称についても、

改めて検討することも考えられること。

3. 講習の受講しやすさの向上

(1) 講習受講の利便性の向上等

社会教育特別部会でも議論されているとおり、従来、社会教育を行う者としては、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持つ者で、その本業において社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。

このため、こうした社会教育以外を本業とする者にとっても社会教育士の称号を取得しやすくなるよう改善を図ることが重要である。

具体的には、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境の整備を促進することが必要である。

(2) 単位互換や分割履修への柔軟な対応

現在、図書館司書や学芸員の資格を得る際に履修した生涯学習概論を、社会教育主事講習の生涯学習概論の履修とみなし単位認定できるほか、公益社団法人全国子ども会連合会が行う「地域推進コーディネーター研修」が、「社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修」として文部科学大臣の認定を受けており、生涯学習支援論の履修として単位認定されるという例がある。このような特定の講習科目の受講と代替しうる他の研修等の大臣認定を進めることは、受講のしやすさの向上とともに、社会教育人材の裾野を広げる上でも有用であることから、さらなる促進が期待される。

しかしながら、今のところ、こうした認定が更に広がる兆しは見えていない。

その一因として、現行の講習の科目は二単位であることから、それとの代替を行うには、相当程度まとまった学習量が求められることも影響しているものと考えられる。

また、今後、推進することが期待されるものとして後述する導入的講習は、その性質上、短期の学習となることが想定されるが、そのうち一定の水準を満たすものについて講習科目との代替を認めることも検討することとされている。

これらを踏まえ得れば、一科目の単位数を細分化することは、代替を促進し、社会教育人材の裾野を広げことに資するものと考えられる。

さらに、学習単位の細分化は、他の学修との代替を容易にするだけでなく、受講者の都合により、各科目を分割して受講する場合においても、より小さい単位で柔軟に対応することを可能とする効果もある。

このため、各科目の単位数を細分化することについて、こうした利点も十分に踏まえながら、今後の各科目の具体的な内容と併せて前向きに検討すべきである。その際、各講習実施機関が複数の一単位科目について、内容の関連性等を踏まえながら、それらに相当する複数単位の科目を開設することが許容されれば、細分化した上で実施機関ごとの創意工夫の余地も確保されるものと考えられる。

(3) 講習の受講に関して任命権者に求められる対応等

社会教育主事の発令をするに際しては、あらかじめ計画的に任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことが望まれるが、人事上の都合等により、該当するポストに異動した後に、職務の一環として講習を受講させ、その修了後に社会教育主事を発令することも考えられる。しかし、市町村における社会教育主事の発令率は低いのが実情であり、社会教育主事の発令とその前提となる講習の受講の一層の促進を図るべきである。

もとより、社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、今後、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割担う者であることから、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。

また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講したことの成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各自治体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。このほか、実際の業務との関連性に応じて、受講に当たって自己啓発休暇の取得を認めることなども考えられる。

4. 社会教育の裾野を広げるための方策

(1) 社会教育に関する導入的講習の活用

今回の見直しでは、新講習の内容等については、活躍する場の行政の内外を問わず、すなわち、社会教育主事の発令を受けずに社会教育士として活躍する

場合においても、そこで学んだ社会教育の素養等が、活動の質の向上等に資するものとなるよう改善を図ることとし、新講習の総単位数は減らさないことから、社会教育のことを手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。

このため、社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学べる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。

導入的講習については、社会教育主事講習のように内容等を制度として一律に定めることはせずに、それぞれの講習等の目的、対象者、実施者等により様々な内容及び形態をとりうる緩やかな仕組みとすることが、多様な者へと社会教育の裾野を広げていくという趣旨に合致するものと考えられる。

導入的講習の典型的なものとしては、社会教育主事講習のダイジェスト的な内容を学べる短期の講習として実施するものなどが想定される。実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している自治体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの自治体における取組を促進することが重要である。

こうした典型例のほか、例えば、学校教育との関係では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する講習において社会教育に関する内容を充実したものも、導入的講習としての一定の役割を果たしうるものと考えられる。同様に、地域振興に関する首長部局における講習と同様の連携を図ることも考えられる。

他方で、受講者の目的や意欲等にもよるが、導入的講習の受講を契機として、今回の見直し後の新講習の受講へと繋げる役割を果たすことも想定され、この観点からは、新講習と制度的な関係を有する位置づけとすることで、インセンティブを付与すること等も考えられる。例えば、一定の水準を有する導入的講習を修了したことを新講習の受講資格として認める案や、新講習の一部の科目の履修に相当する内容と認められる導入的講習を修了した場合に当該科目との代替を認める案などが考えられる。こうした仕組みを導入することは、受講資格の緩和や一部の科目との代替の促進といった、導入的講習へのインセンティブの観点だけでなく、全体的な制度との関係も考慮する必要があることから、具体的な制度設計については、受講資格の見直し等と併せて、更に検討を進めることが必要である。

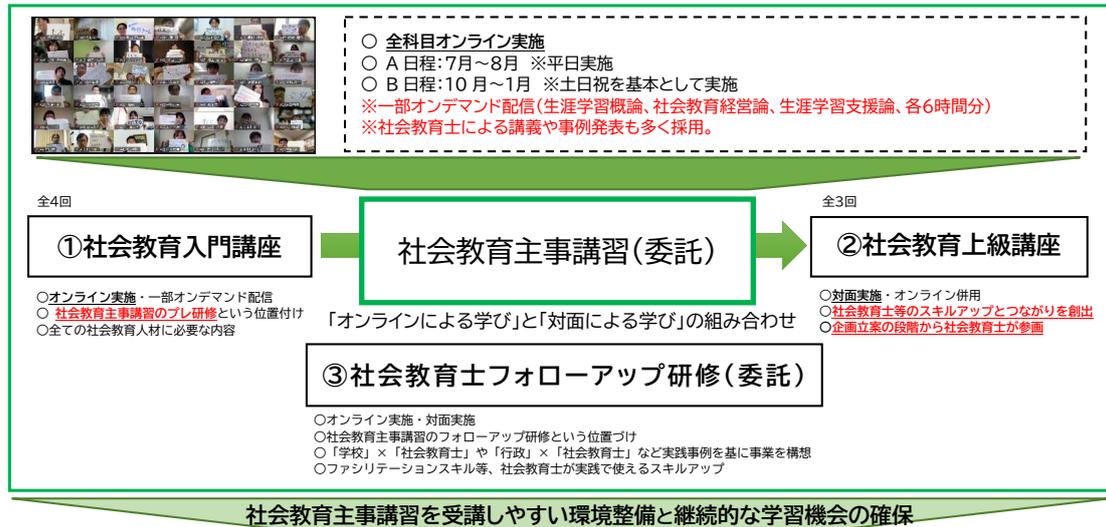
社会教育主事として発令される者については、発令後の現職研修等によって、社会教育主事の業務をより円滑かつ効果的に実施していけるようにすることが必要であることは、上記2.(2)でも触れたとおりである。

こうした事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりする上で重要であり、また、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。

このため、行政側においても、社会教育人材ネットワーク構築の一環としての意義を含め、こうしたフォローアップ研修等の役割を踏まえて、その実施・充実を進めることが必要である。

《事例紹介》 段階的な研修の事例

令和7年度社会教育主事講習を軸とした研修事業について 北海道立生涯学習推進センター



社会教育人材の資質・能力の更なる向上と社会教育人材の多様な場での活躍促進

<北海道立生涯学習推進センターでは、社会教育主事講習を主軸として各研修事業を実施>

	①社会教育入門講座	②社会教育上級講座	③社会教育士フォローアップ研修
目的	社会教育主事講習を受講する前の段階のスタートアップ支援	社会教育主事講習後における社会教育人材の伴走支援型のスキルアップと社会教育人材のネットワークの構築	社会教育士の実践的な学びによる資質向上と社会教育人材のネットワークの構築
概要	全4回・オンライン実施(一部オンライン) ○生涯学習・社会教育に関する基礎的事項や今日的な課題について ○社会教育で学ぶ!使う!生成AI~デジタル活用を通じた人づくりと地域づくり~など	全3回・対面及びオンラインによるハイブリッド ○NPO 法人における社会教育士の実践 ○対話によるコミュニケーションの実践方法 ○社会教育士は必要か~対話による自分の強み発見会	全3日間・対面及びオンライン実施 ○社会教育士の実践事例から学ぶ、関係機関等との連携 ○「やってみたい」を叶えるための事業立案 ○グラフィックファシリテーションの技法 など
成果	○社会教育に興味・関心のある方が社会教育主事講習受講を決める前に社会教育について学ぶことができた。 ○年度当初に講座を行うことで、若年層の社会教育行政職員が社会教育の基礎的な内容を学ぶことができた。	○現年度の講習修了者をメインとした有志の会に対して、伴走支援を行い、講習の学びを活かす場を創出した。 ○社会教育主事講習の過年度の修了生にとって、社会教育を学び直す機会となった。 ○社会教育主事講習の複数年度の修了生が関わり、多様な人材によるネットワークの構築に寄与することができた。	○当センターの社会教育主事講習修了生だけでなく、養成課程における社会教育士も参画し学び合った。 ○社会教育士の実践発表及び交流の場となった。 ○社会教育士が実践に役立つスキルアップができた。

(2) 活躍の場の拡充

社会教育士の称号の取得促進を図る制度の見直しと併せて、社会教育士の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいうべき重要な課題である。

特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行ったり、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士の称号を取得することが強く望まれるところであり、行政においても例えば、社会教育士の称号を有する場合には公民館主事の採用や処遇等において一定の優遇措置を設けることも望まれる。

公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画を通じて、住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は極めて有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士の称号を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が進むことが期待される。

このほか、社会教育人材の活躍を支える取組として、社会教育人材ネットワークを構築し、活用を進めていくことや、社会教育士等による自主的な活動を適切に支援していくことも求められる。

また、地域における社会教育活動そのものに対する支援のみならず、例えば、社会教育以外を本業とする者が社会教育の素養を活かして、本業における活動や取組に社会教育的な側面を持たせていくことも、活躍の場の広がりの一つの在り方とも考えられることから、そうした認識や取組事例の共有を進めることも重要である。

6. 今後さらに取り組みが求められる課題

(1) 講習に関する具体的制度設計の更なる検討

本WGでは、社会教育人材ネットワークの活用をはじめとした、これからの社会教育の推進体制等を踏まえながら、新講習の基本的な枠組みを示した。

今後は、本報告書で提言した方向性に沿って、各科目の具体的な内容の見直しや、単位数の細分化、受講資格の見直し等について更に検討を進めることが必要である。

(2) 養成課程の見直し等

本 WG において新講習の基本的な枠組みを検討するに当たっては、養成課程への影響も考慮しながら議論を進めてきたが、養成課程の在り方について直接的な提言には至らなかったことから、新講習の基本的な枠組みの考え方及び今後の更なる具体的制度設計と併せて、養成課程の在り方の検討を進める必要がある。

また、養成課程については、制度的な見直しのみならず、実際の運用において、教員免許の見直しと連動させる視点も極めて重要である。社会に開かれた教育課程の実施にあたり、特に総合的な学習や探究の時間において学校と地域の連携・協働の重要性がますます高まっている状況を踏まえれば、教員免許制度の見直しの一環として教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の称号の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教員養成課程としっかりと連携していくことが重要である。これにより社会教育士の称号を有する教員が増えることは、総合的な学習と探究の時間の更なる充実とともに学校と地域の連携・協働がより進むだけでなく、社会教育主事の配置率向上にも資するものと考えられる。

(3) 社会教育の更なる振興に向けて

今後、社会教育の振興を図る上では、社会教育に実際に携わる者以外の者（他の行政関係者や一般の地域住民など）にも、社会教育の必要性や有用性に対する理解を得られるようにしていくことが重要である。このように、いわば社会教育の認知度の向上を図ることが大切であるが、そのためには、より具体的に、多くの人々が身近なところで社会教育士やその活動を見聞きしたり、触れたりできるよう、様々な分野で社会教育士が活躍できる環境を創出することが重要である。

その際、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などを担う大学が、これまで以上にこうした役割を果たしていくことが期待される。

また、今回の見直しを受け、まずは、社会教育人材の人数が増えて裾野が広がり、フォローアップ研修や社会教育人材ネットワークの整備により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備えて

いる人材を大学院で養成し、認証する制度について将来的に検討することも考えられる。

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ 設置要項

令和7年9月5日

社会教育の在り方に関する特別部会了承

1 設置の趣旨

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の「審議事項1に関する意見の整理」を踏まえ、社会教育主事と社会教育士の役割に応じた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習での養成の在り方について専門的に検討を行うため、本ワーキング・グループを設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育主事・社会教育士に期待される役割、求められる能力について
- (2) 社会教育主事・社会教育士の養成課程・講習の在り方について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本ワーキング・グループは、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本ワーキング・グループに関する庶務は、総合教育政策局地域学習推進課が国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの協力を得て行う。
- (2) その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ
委員

- 青 山 鉄 兵 文教大学人間科学部 准教授
- 岡 幸 江 国立大学法人九州大学人間環境学研究院教育学部門 教授
- 井 口 啓太郎 国立市教育委員会教育部公民館館長補佐・生涯学習課 課長補佐兼
任（社会教育主事）
- 坂 口 緑 明治学院大学社会学部社会学科 教授
- 志々田 まなみ 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
(併)社会教育実践研究センター社会教育調査官
- 長 岡 広 之 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課 課長補佐
- 水 野 敬一朗 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育班 副主査(社会教育
士)

(オブザーバー)

- 牧 野 篤 大正大学地域創生学部 教授、東京大学 名誉教授

令和7年9月5日時点

審議経過

令和7年11月17日 第1回

- ・社会教育主事・社会教育士に必要な知識、技術、養成の在り方等について意見交換

令和7年12月18日 第2回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）
- ・社会教育主事講習の課題等について（宇都宮大学発表）
- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（たんば社会教育士コミュニティ発表）

令和7年1月22日 第3回

- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（一般社団法人日本社会教育士会発表）
- ・意見交換

令和8年2月20日 第4回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について

令和8年3月19日 第5回

- ・今後の教職課程や教員免許制度の在り方について
- ・報告書（案）について

添付資料

検討の前提となる資料

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見（社会教育人材部会における整理）

学習計画や
学習内容の
立案・編成は
社会教育士
にとっても
有意義

他方、例えば
社会教育関係
団体の育成や
多様な分野と
のつなぎ等
に関して
講習でどこまで
対応可能か

※ 薄緑の吹き出しは、
本資料での追加部分

期待される役割
求められる能力・知見
今後期待される
役割の方向性

社会教育主事

地域全体の
学びのオーガナイザー

= 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、
- ②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、
- ③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、**社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割**を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

= 社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

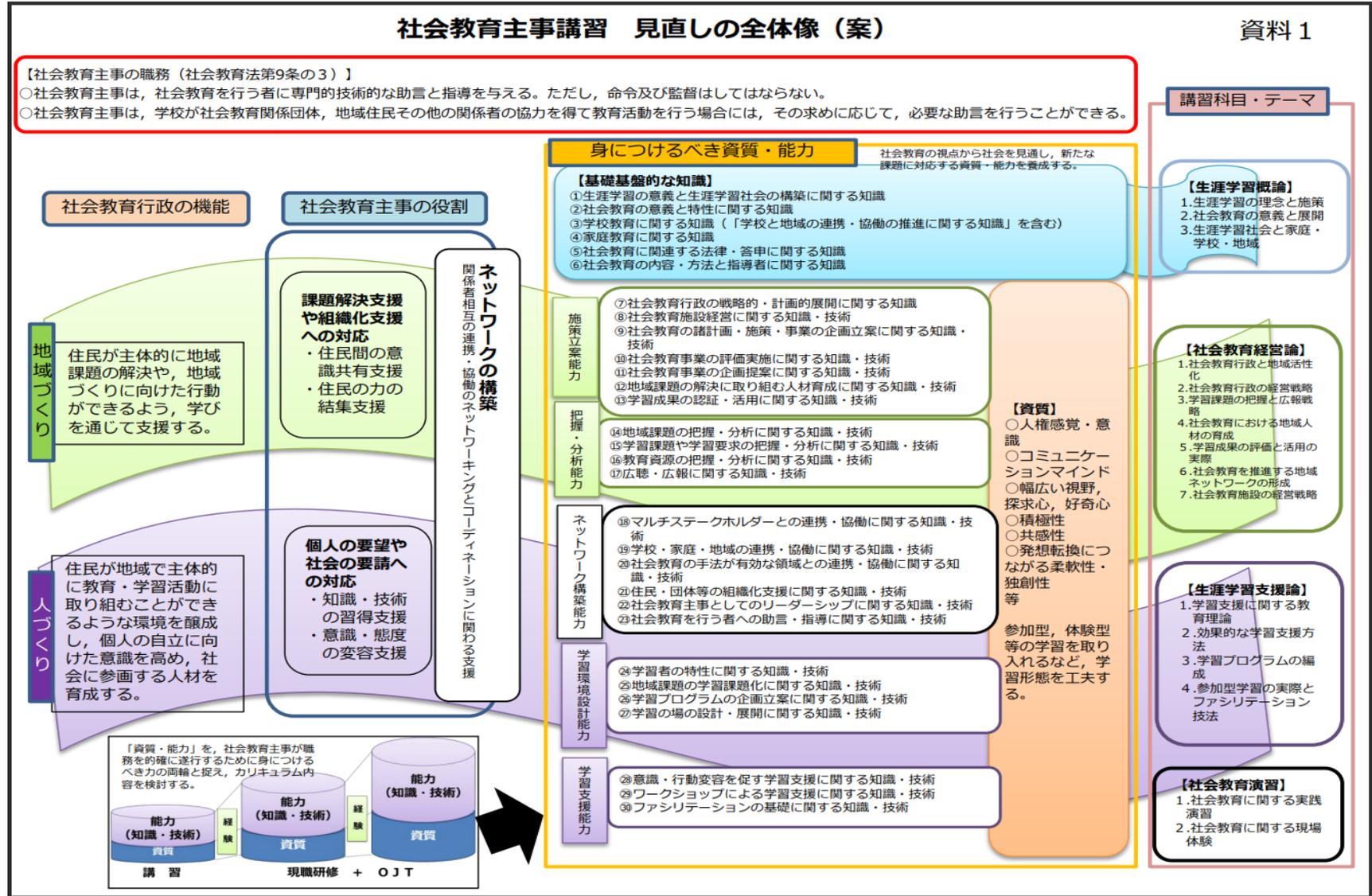
首長部局、民間企業、NPOなどの
活躍の場において必要な**各分野の専門的知見**

社会教育の基本的な知見（社会教育行政に関するものを含む）は社会教育士にも必要

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、**それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍**が期待される。

さらに、**地域の社会教育人材ネットワークを活用**することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

社会教育主事が身につけるべき資質・能力 (社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書 (平成28年8月)より)



(参考) 受講資格に関する現行の規定 (令和8年4月1日施行)

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)(抄)

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者
 - 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

【参考：社会教育主事の任用資格(社会教育法(昭和24年法律第207号)抄)】

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容



文部科学省

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

(参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		<ul style="list-style-type: none"> ・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究等
合 計 24単位		